

教養部学生自治会規約案 の発表にあたって

教養部自治会常任委員会

規約案発議に至る経緯について

常任委員会は、本自治委員会の重要な任務の一つとして、76年C自再建後の一貫した課題であった「自治会規約の制定」を、すでに全学友に呼びかけている。もちろん規約制定という自治会民主主義の根幹をなす問題を自治委員会だけの決定でなしにげるのではなく、より慎重な姿勢でのぞむために代議員大会の決議をもち、発議することは、過去の自治委員会でも繰り返し確認されて来たことである。従って本自治委員会は、代議員大会の^{つと}開催を決定し、その代議員大会にはかかるべき案を採択することが、その任務となっている。

教養部自治会は、「C自の過去・現在・未来」の中で述べて来たように、76年7月、全学友の見守る中、再建された。それは、旧自治会規約に基づく、あらゆる機関が崩壊を余儀なくされ、従って、規約そのものも効力を失い、えなくなるという事態が4年の長きに亘って続いて来たことで行なわれたものであった。即ち、執行部も委員も存在しないという不正常か半ば固定していた結果、執行部を置出すべき自治委員会の開催は、古い規約に準ずる方法で行なわれなければならなかった。76年7月の再建自治委員会が、旧規約の崩壊がもたらした自治会の民主的運営と全学友の参加を保障する自治会活動を懸けて成功し、その後、全学友の協力を得て、規約を制定していくことを決定したのは、その理由によるものであった。

再建されたC自は、直ちに専断的執行部を設けて討論を開始した。また、その後の自治委員会でも繰り返し、そのかわり、たC自にふさわしい規約の検討を続けて来たことは言うまでもない。それを受けて、議論になつていながらの性急な結論は保留し、当面、一致する条項だけを明文化し、「当面の行動要領」としたのが、昨年度1/24自治委員会の重要な成果の一つであった。そしていよいよ、本自治委員会は代議員大会にはかかる規約の検討という歴史的任務を持つに至ったのである。

1/24自治委員会終了後、六回に亘って、専断的執行部が開かれ本自治委員会に提出する案を整理して来た。以下は、その主旨説明である。

規約案の内容について

「当面の行動要領」の内容までか、従来の自治委員会の一致した見解である点を重視し、全体として「当面の行動要領」を基本にして、それに必要な部分を付け加える形をとった。また、旧規約の条項も可能な限り参考にして整理した。この案の、「行動要領」との主要な違いについて説明する。

何故、正副自治委員長を自治委員会の互選とするのか

本規約案は、自治委員長を自治委員会内の互選とするとしている。これは、過去の案の討議の中心的部分であり、いわゆる旧自治会規約にある「自治委員長の全学投票」という規定から見て、自治会民主主義の後退ではないかという意見が案の検討の過程でくりかえし出されて来た。

「全学投票」を主張する意見の多くは、主に「直務民主制」と「代議制」を比較した場合、前者の方がより民主的であるということだが、手解釈上の問題はともかく、学生自治会の規約として自治会民主主義の見地から考えてみる必要がある。常任委員会、規約検討委員会の報告を受け、以下の理由で、「自治委員会の互選」の形式を本規約において提案するものである。

第一に、思想・信条・主義・主張の違いを当然の前提としつつ、学生として誰かが一致する要求で団結した全員加盟制の組織において、自治委員長にことさらに特別の権限を与えることは、学生自治会の存続方法としてふさわしくないということである。自治会運営は、あくまで個人に特別な地位を与えず、クラスを基礎単位とした活動こそが自治会の生命であるという見地から、自治委員会の役割りを引きあげる必要がある。自治委員会の構成は、各クラスからの代表=自治委員によってなされており、自治委員会こそが系統的にクラス活動とクラスからの要求を反映する機関として、自治会運営の責任を負うべきものである。その意味で規約案は、自治委員長の本来的な位置を自治委員会の長として明確にし、自治委員会の互選にするという形式を提案するのである。もし仮に自治委員長並びに常任委員会が、学友の意志に反する立場を取った場合、それを選出した自治委員会自らの責任において対処することが求められる。

正副自治委員長を自治委員会が責任を持って選出するのはなく、全学選挙による形式は、一見民主的に見えても、実は自治委員会の位置と機能を低下させ、それと対立する個人の権限に特別なものを与えることにつながるものである。

次に 5000名という巨大な自治会の構成員の存在を考慮するならば、なおさら、日常的な自治会活動で長期間、実質上停止し、委員長選挙を行うことよりも、適切な代議制をとる方が合理的現実的である。委員長に特別な権限を与えなければ、なおさらその必要性は希薄であり、意味のないものとなる。また、72年C自が崩壊した直接的原因が、委員長選挙の投票所に対する襲撃であったことも、不必要な全学選挙の弊害の具体的なあらわれであった。

以上の理由により、常任委員会は、正副委員長の選出を、自治委員会が責任をもって行う形式の方がより民主的かつ合理的であると考えられるものである。同時に、非常の事態に対処する意も含めて、自治委員会の審判の役割りを代議員大会にもたせ、代議員大会の審判の役割りを、全学投票で行う保障を設けていることは、教養部自治会の民主的運営をいかなる場合にも貫くための適切な条項であると考えられる。